

Vital Lab株式会社

コンプライアンス・研究不正防止規程

2018年5月15日 初版

2020年6月10日 更新

## コンプライアンス基本規定

制定 2018年5月15日

### 第1章 総則

#### (本規程の目的)

第1条 この規程は、Vital Lab株式会社（以下、「当社」という。）におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 コンプライアンスとは、法令、条例、規則、企業倫理等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

#### (適用範囲)

第3条 本規程は、当社が取締役会で採択することにより、当社の役員・従業員に適用する。当社は、法令、商慣行、労働慣行、自社の取引形態、製品・サービスの内容等に応じて、本規定の内容の一部を変更して採択することができるが、本規程に反する内容を定めることはできない。

#### (代表取締役)

第4条 当社の代表取締役は、コンプライアンスへの取り組みを経営の基本方針の一つとし、公的研究費の運営および管理体制に関する規則等で定めるコンプライアンス委員会の協議・決議を原則として尊重するとともに、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努める。

#### (役員及び従業員等の責務と禁止事項)

第5条 当社の役員及び従業員等は法令等を遵守し、社会人としての良識と責任をもって誠実かつ公正な業務の遂行に努める。

2. 役員及び従業員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 自ら法令等に違反する行為

(2) 他の役員又は従業員等に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要する行為

(3) 他の役員又は従業員等に対する法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認する行為

(4) 他の役員又は従業員等若しくはその他のものからの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾行為

## 第2章 コンプライアンス推進体制

### (コンプライアンス推進体制)

第6条 当社におけるコンプライアンスの取り組みに関する重要事項は、コンプライアンス委員会での協議・決議を経て、代表取締役が最終的に決定する。

2. コンプライアンス委員会は、協議・決議内容が出された場合には、速やかに代表取締役に報告しなければならない。

### (内部通報制度)

第7条 当社は、本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報（以下、リスク・コンプライアンス情報）に接した役員・従業員が、その情報を実施統括責任者、コンプライアンス担当部門に直接提供することができる内部通報制度を構築する。当社は、内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」をコンプライアンス室に設置・運営する。

2. 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取った実施統括責任者または、コンプライアンス担当部門は、迅速、且つ適切に対応する。

3. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。

4. 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・従業員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

5. 不正行為の告発を受けた場合、関係機関（配分機関及び関係省庁等）にその旨報告と調査の中間報告及び、調査結果について報告する事とする。

6. 不正行為の告発を受けた場合、概ね2週間以内に本調査を行うか否か決定し、30日以内に調査を開始する事とする。

7. コンプライアンス調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査期間内に異議申し立てをすることができる。また被告発者は調査期間内に不服を申し立てることができる。

8. 本調査の開始後、調査委員会は90日以内に報告内容をまとめる事とする。

9. 特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、その事案に係る関係機関に報告、協議する事とする。

10. 不服申し立ての却下や再調査開始の決定をした時や再調査の結果について、その事案に係る関係機関に報告、協議する事とする。

11. 不服申し立てに係る再調査期間は概ね1ヶ月以内とする。

12. 公表する調査内容の項目は研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、委員会が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

13. 調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には、仮認定として関係機関に報告する。

(行動規範)

## 第8条

### 1. お客様に対して

(1) 法令および契約を遵守するとともに、お客様のニーズを尊重し、お客様に満足いただける各サービス及び投資活動、安全で有用な製品・システム等を提供するよう努めること。

(2) サービスの提供、アフターサービスにおいては、お客様に対し、各サービスに関する情報提供を適切かつ迅速に行うとともに、お客様のご要望、ご相談に誠実、迅速かつ的確にお応えすること。

### 2. 株主様に対して

透明性の高い情報提供を約束し、株主様に対する説明責任を全うすることに加え、株主様への利益の還元に全力で取り組むこと。

### 3. 従業員に対して

(1) 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない。

(2) 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努める。

(3) 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努める。

(4) 創造的、効率的かつ安全で快適な職場環境を実現するよう努める。

(5) 清潔な職場環境を維持し、労働災害の防止に努める。また、自らの健康づくりに努める。

### 4. 営業活動において

(1) 誠意をもって全てのお客様に公正かつ公平に接し、適切な条件で取引を行うこと。

(2) 法令遵守はもとより、健全な商慣行、社会通念に従った営業活動を行うこと。

(3) 第三者に関する情報は正当な方法で入手すること。また、所定の手続を経ないでこれらを他の第三者に開示、漏洩しないこと。

(4) 個人情報保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。

#### 5. 開発・技術活動において

(1) お客様の立場に立って製品等に関する品質保証責任を果たし、製品安全を確保すること。

(2) 先進的な研究開発を進め、技術力の向上と技術基盤の整備に努めること。また、蓄積された技術の継承に努めるとともに、技術環境の変化に的確に対応し、最新の技術を設計、生産等に活用すること。

#### 6. 適正な会計

(1) 会計情報を正確に記録し、不適正な会計処理、誤解を与える会計報告を行わないこと。

(2) 会計情報を迅速かつ正確に開示できるよう、経理システムの維持、改善に努めること。

#### 7. 社内情報・会社財産の尊重

(1) 在職中または退職後を問わず、会社情報を所定の社内手続を経ないで開示、漏洩しないこと。

(2) 在職中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、会社に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。

(3) 入社前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を会社に開示しないこと。

(4) 個人情報保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。

(5) 未公表の会社情報に基づき、インサイダー取引を行わないこと。

(6) 会社財産を私的に流用しないこと。

#### 8. 知的財産権の尊重

(1) 事業競争力の強化のため、知的財産権を積極的に獲得し、活用すること。

(2) 職務発明、職務考案、意匠の職務創作、プログラムその他の著作物の職務著作に関する職務創作についての出願権または知的財産権は会社に帰属することを定めた諸規程を理解し遵守すること。

(3) 第三者の正当な知的財産権を業務上使用する場合は、その知的財産権を尊重すること。

※知的財産権：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、営業秘密等

## 9. 不適切な契約、支出の禁止

- (1) 政府機関（地方公共団体、特殊法人等、外国の政府機関を含む）およびその職員（元職員を含む）、政治家（候補者を含む）等に対し、法令および健全な商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他形態の如何を問わず、利益の提供を行わないこと。
- (2) 代理店等を使用する場合、事前にその報酬等につき、合理的に取り決める。報酬の支払につき法令上の規制がある場合には、当該法令に従うこと。
- (3) お客様への接待や、贈物その他商取引上の儀礼の提供にあたっては、法令遵守はもとより、お客様の制定している方針を尊重すること。

## 10. 広報・広告活動において

- (1) 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- (2) 社外広報活動においては、関係する地域のお客様、投資家、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
- (3) 新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や投資家、金融機関等と接触し情報を開示する場合は、事前に上長の了解を得ること。
- (4) お客様に対し、会社の知名度向上を図り、また、会社に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展と販売促進のための環境作りを行うこと。
- (5) 他を誹謗・品位の劣る表現を用いることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- (6) 政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

(懲戒処分)

第9条 当社株式会社の役員・従業員が、本規程内で禁止している行為を行った場合、懲戒の対象となり、コンプライアンス委員会で対象行為における見解をまとめた上で、賞罰委員会の決定により以下の処分を行う。

1. 口頭注意
2. けん責
3. 減給
4. 出勤停止
5. 懲戒解雇

(免責の制限)

第10条 従業員等は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の従業員等の指示・教唆により行ったこと
- (4) 会社の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第11条 従業員等は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス委員会に相談しなければならない。

(コンプライアンス研修)

第12条 会社は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

(規程の改正)

第13条 本規定の改正においては、コンプライアンス委員会で事前に協議した上で、実施責任者が立案し、当社株式会社取締役会において決議する。

付則

この規定は、2018年5月15日から施行する。

## 公的研究費の運営・管理体制に関する規則

2018年5月15日制定

### (目的)

第1条 この規則は、国、地方公共団体又はその外郭団体等から、Vital Lab株式会社（以下、「当社」という。）に交付される公的研究費に関する当社の運営および管理体制について定めることを目的とする。

### (最高管理責任者)

第2条 当社は、公的研究費の運営・管理について当社全体を統括する最高管理責任者を置き、代表取締役をこれに充てる。

2. 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために、必要な予算や人員配置等の措置を講じる。また、実施統括責任者及びコンプライアンス実施責任者が、責任をもって不正行為の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (実施統括責任者)

第3条 当社は、代表取締役をコンプライアンス委員会の委員長とし、本規定の実施について責任を負う「実施統括責任者」を任命する。実施統括責任者は、本規程の各項目を推進するため、必要に応じて「実施責任者」を指名できる。

2. 実施統括責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、当社全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

### (実施責任者)

第4条 当社は、部門における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス実施責任者を置き、をこれに充てる。

2. 実施責任者は、本規程の実施についての責任を負うと共に指導の責任を負うこととする。

3. コンプライアンス実施責任者は、実施統括責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部門等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を実施統括責任者に報告する。



また、不正防止を図るため、現場で研究開発に当たる際において、公的研究費の運営および管理に関わるすべての役員及び社員、研究者等（以下、「従業員等」という。）に対してコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握するとともに、誓約書を徴取する。さらに、従業員等が適切に公的研究費の管理および執行を行っているか等を確認し、必要に応じて改善を指導する。

4. 本規程の運営統括部門は、コンプライアンス室とする。

5. 本規程の各項目を所管する 当社のスタッフ部門等は、必要に応じて、実施細則の制定への支援、内部監査への協力、教育への協力等により実施責任者や所管関係部門等を支援する。

6. 本規程の管理及び当社の本規程の採択・実施の推進等のための事務局は「コンプライアンス委員会」とする。

7. 調査委員会は当該機関に属さない、且つ機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない第三者により構成することとする。

8. コンプライアンス委員会の組織体制、運営については、別途定めることとする。

（研究活動に関するコンプライアンス委員会の設置）

第5条 当社における公的研究費の運営・管理に関する事項について審議するため、実施統括責任者の下に、研究活動に関するコンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、次の者をもって構成する。

（1）実施統括責任者（委員長）

（2）コンプライアンス実施責任者

（3）その他、委員会が必要と認めた当該機関に属さない第三者（弁護士、会計士、顧問等）

3. 委員会は、公的研究費の不正使用防止を目的として、不正発生要因の把握、改善策の検討、不正防止計画の策定等、不正防止に向けた施策・計画の企画・立案推進等を行う。

4. 当該機関に属さない第三者の調査委員は告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

（規則の改廃）

第6条 この規則の改廃は、実施統括責任者の発議に基づき、委員会の議を経て代表取締役が決定する。

附則

この規則は、2018年5月15日から施行する。